

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第20号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（更新の許可申請等） 第11条 （略）</p> <p><u>（点検）</u> 第14条の2 条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める簡易な広告物等は、簡易広告物等とする。 <u>2 条例第18条の2第2項の規則で定める広告物等は、第16条第2項に規定する広告物等であって条例の規定による許可に係るものとする。</u> <u>3 条例第18条の2第2項の規則で定める者は、第16条第3項各号に掲げる者とする。</u></p> <p>第2号様式（第3条、第7条、第12条関係） 広告物等表示（設置）完了届 （略） 下記のとおり広告物等の表示（設置）が完了したので、新潟県屋外広告物条例施行規則第3条の規定により、当該広告物等のカラー写真を添えて届け出ます。 <u>なお、表示（設置）を完了した広告物等は、許可申請書の添付書類のとおりであり、本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷はありません。</u> （略）</p>	<p>（更新の許可申請等） 第11条 （略） <u>2 前項第2号の広告物等点検書（第16条第2項に規定する広告物等に係るものに限る。）を作成する場合は、屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又は第16条第3項各号に掲げる者の点検を受けなければならない。</u></p> <p>第2号様式（第3条、第7条、第12条関係） 広告物等表示（設置）完了届 （略） 下記のとおり広告物等の表示（設置）が完了したので、新潟県屋外広告物条例施行規則第3条の規定により、当該広告物等のカラー写真を添えて届け出ます。 （略）</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。